				決定区分					(	根拠	処規	定)	条例	]7 ई	¥			
月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在不存在	られる 1 1 1 1 1 1 1 1	2号	3 号	4号	5号	6号	7号	3 g	非開示理由等	所管局部課 等
1	H30. 4. 4	H30. 6. 1	平成27年度から平成29年度までの固定資産・審査申 出件数(土地・建物)		1 1													東京都固定 資産評価審 査委員会
2	H30. 4. 4		平成29年度の東京都固定資産評価審査委員会の決定の うち、審査申出人の申出を全部又は一部認めた決定の決 定書全て(5件)ただし、以下の情報を除く。 ア 特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並び にこれらを特定できる情報 イ 納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建 物番号及びこれらを特定できる情報 ウ 納税通知書番号	150	6	1				1	1			1			(7条2号)登録価格(評価額)等は、個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、審査申出人が個人である場合、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。(7条3号)登録価格(評価額)等は、法人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、審査申出人が法人である場合、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条6号)登録価格(評価額)等、税務調査において収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。	東京都固定 資産評価審 査委員会

## 表の見方

## <決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

## <(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

## <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。